

# 3 - 1. 保存書類① 飲食店の休業・時短営業の影響関係等

※対象措置実施都道府県等の考え方、保存書類の取扱いについては11ページ参照

	申請者所在地	対象措置の影響を受けた飲食店との取引関係	保存書類
X-1	全国	<b>直接取引</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象措置の影響を受けた飲食店※1又はその間取引先（卸売市場、流通事業者等）との<b>反復継続した取引※2を示す「帳簿書類及び通帳」</b>。</li> </ul> <p>※1 対象飲食店及び対象措置の影響に伴う外出自粛等の影響を受けた飲食店            ※2 「反復継続した取引」とは、<b>2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引</b>を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類、通帳」でも可。（以下同じ。）</p>
X-2	対象措置実施都道府県内	<b>間接取引</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自らの販売・提供先との<b>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」</b>。（上記X-1、X-2と同様）</li> <li>➤ 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を經由して、対象措置の影響を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、同販売・提供先が、①同飲食店が所在する都道府県内の<b>卸売市場又は流通事業者</b>である、又は②同飲食店が所在する都道府県内の<b>卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ※3</b></li> </ul> <p>※3自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が、自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、対象措置実施都道府県の卸売市場等に対して、反復継続して、提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等</p>
X-3	対象措置実施都道府県外		

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが対象措置の影響を受けた飲食店に届いていないなど、**給付要件に該当しない場合は給付対象外**です。